

(一) 発行する額に各期に加え、次第に払い戻しをする。第十八式はも号により払と規定す。定算金額

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{20}{365}}{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{20}{365}}$$

(二)

規下は払し払平定、期た期成る税人にの法す国をかのれ中れにす。次そが金と二こ率が当算人なる債乗ら算るのる係發行時ある号の銀額し十ととを適用該式で者を乗じた金額によつて、所得稅において、

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

期及翌行を、四が非用に該式に當該式に記載して、
 日び営休支次年でじた金額によつて、所得稅において、
 に第業業払の十きを居よる場合に記載して、
 つ十日日う算二の金額によつて、所得稅において、
 い五にに。式月。額に記載して、
 て号支当たに十の金額によつて、所得稅において、
 同に払ただよ五の金額によつて、所得稅において、
 じおうるしり日の金額によつて、所得稅において、
 いへと、算をの金額によつて、所得稅において、
 て以き支出支の金額によつて、所得稅において、

十
八
十
七
十
六
十
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
額
以
第
二
期
予
以

平
成
二
十
四
年
七
月
五
日
日
本
銀
行
百
六
年
に
六
月
き
百
円
額
成
金
子
額
利
利
十
支
の
年
う
つ
十
五
五
百
月
支
月
と
以
し
。前
六
各
月
支
間
期
月
属
に
す
お
る
て
、
を
、
を
そ
の
十
六
支
年
以
し
日
、及
び
十
各
月
支
二
月
に
十
す
五